

平成 23 年 12 月 9 日

生涯学習分科会の審議状況について

第 60 回生涯学習分科会（平成 23 年 11 月 28 日）では、教育振興基本計画部会において示された教育行政の 4 つの基本的方向性を受けて、今後の生涯学習・社会教育行政の取組につき、3 つの基本的方向性（案）として提示し、審議を行った。（別添 2 - 1 - ①）

「第 2 期教育振興基本計画」の検討に当たっては、以下の教育振興基本計画全般に関する意見や 3 つの基本的方向性（案）に関する意見等について、十分に留意していただきたい。

I. 総論～教育振興基本計画全般に関して

- ・ 急激な社会変化の中で、今、教育がどのようなポジションにいないか、危機感を持った記述にして欲しい。
- ・ 学校教育に片寄りすぎない、生涯学習・社会教育にも配慮した記述にして欲しい。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にすべき。
- ・ 地域ではできないこと、国でしかできないことに集中した総花的でない計画にして欲しい。
- ・ 他省でもできることではなく、文科省だからできること、具体的には、専門人材や指導者の育成に力を入れたものにして欲しい。
- ・ 今の人材は、教育はすべて公教育とっており、公教育ですべて解決できると思こんでいる。私教育の重要性も記述して欲しい。
- ・ 社会の危機的な状況を教育政策だけで解決することは、もはや困難であり、

幅広い連携が必要。

- ・ 成果を測定するための指標については、さらに検討を行うことが必要。

Ⅱ. 各論～4つの基本的方向性に関して

1. 学びの社会的要請の高い者への学習機会の整備

(→「○学びのセーフティネットの構築」に対応)

基本的方向性（案）

特に、学びの社会的要請の高い者が、時間的・地理的・経済的な制約によることなく、学習にアクセスできる機会を確保する。

(1) 基本的方向性（案）の考え方

- 学習機会の整備一般については、生涯学習の理念（教育基本法第3条）を受けて、これまで民間も含め取組が進められてきた。
- 引き続き、国民全体に対する学習機会の提供の取組は必要であるが、全体を伸ばすためにも、特に、学びの社会的要請の高い者に対して、集中的に学習機会を提供することが重要と考える。

(2) 主な意見

- ・ 貧困の再生産を防ぐためには、履歴書の文字が書けないような著しく学力の低い子どもや若者への社会教育が必要。併せて、教育、福祉、労働等の政策と連携して、幼児と親に対する取組を強化し、家庭の底上げを図ることが重要。
- ・ 大学を卒業しても十分な力が身につけていない若者への教育が必要。
- ・ 学びには、生活の自立・社会的自立のための学びと経済的自立・職業的自立のための学びがある。
- ・ 学びに興味のある人にとっては、学びの機会はかなりあるが、そうでない人への学びの機会の提供は難しい。

- ・ 子育て中の女性が、自分が学びの必要があることに気づき、学びの仕組みや制度を知って、安心して学んで行くことができるといったつながりを構築するためには、保健師の家庭訪問の機会を活用するなど他部局との連携が重要。
- ・ 働き盛りの人ほど、学びに参加できない状況にあり、ICT の活用は引き続き有効。
- ・ 生涯学習・社会教育における、受益者負担についての検討も必要。

2. ライフステージ等に応じた学習内容の充実及び学習の質保証

(→「○社会を生き抜く力の養成」、「○未来への飛躍を実現する人材の養成」に対応)

基本的方向性（案）

個々人のライフステージに応じたプログラムや現代的な課題に応じたプログラムなど、質が保たれた学習内容により、社会の中で自立した個人としての力が身につくようにする。

(1) 基本的方向性（案）の考え方

- 学習プログラムの提供一般については、これまでも、環境教育、人権教育、高齢者支援など、官民の好事例の収集、提供などの取組が行われてきた。
- 引き続き、こうした取組は必要であるが、加えて今後は、特に、以下のような取組が重要と考える。
 - ① 個々人のライフステージや置かれている状況に応じた優れたプログラムの収集・提供
 - ② 多くの国民が学ぶことが望ましい現代的な課題に応じた優れたプログラムの収集・開発・提供
 - ③ ①及び②の質の保証
- 生涯学習・社会教育は、成人及び青少年の学びであり、それは、自立した

個人であり続けるための力を身につけることと考える。そうした力を身につけるための質の高いプログラムが提供されることが重要である。

(2) 主な意見

- ・ 国は、各地における優れたプログラムの収集・提供など、これまで蓄積された資源を活用して欲しい。
- ・ 国は、地域で積極的な施策をチャレンジできる自由度を与え、成功例を全国化する役割を担うべきだ。
- ・ 地域の自治力を高める持続可能な開発のための教育や多様性を前提とした寛容な社会づくりにつながるインクルーシブな社会をつくる学習も必要。
- ・ 現代的な課題に応じた学習としては、防災に関する学習等に加えて、健康・介護に関する学習が重要。
- ・ 能動的な学びに変わる大学生の時期の「学び方」について、地域のボランティア活動とも関連させるなどの工夫が必要。
- ・ 大人の学びは、教養型より課題解決型・体験型の学習がふさわしく、それによって主体性を高め、能動的に説明する力も身につけることができる。
- ・ 学習機会を提供する事業者の信用を担保する取組は進められているが、さらに、そのプログラムの質の保証は必要だが、それぞれの領域に分かれるので、難しい問題がある。
- ・ 大臣表彰は、市町村等の取組を勇気づけるもので、大事な取組である。

3. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた多様な学習活動の推進

(→「○ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に対応)

基本的方向性（案）

個々人が、学習の成果を活かし、地域社会の様々な課題解決に参画して、地域の絆づくりにも積極的に参加する、多様な学習活動を通じた互助・共助の活力あるコミュニティを形成する。

(1) 基本的方向性(案)の考え方

- これからの生涯学習・社会教育行政は、個々人の学習の成果を地域社会で活かし、地域の課題解決や地域づくり・絆づくりにつなげることを目指す取組（コーディネート力のある専門人材の育成、場づくり・ネットワーク化等）を特に重視することが必要である。

- その際、いわゆる講座型の活動のみならず、他の行政部局との連携も含め、「学び」を媒介にした地域づくり・絆づくりのための課題解決型の活動は、生涯学習・社会教育活動として積極的に捉えるなど、「学び」のイメージを再構築することが必要と考える。

(2) 主な意見

- ・ 「学び」は社会的な活動と一体化しつつそれを支えるものという考え方を 全面に打ち出して、社会教育のイノベーションを巻き起こして欲しい。
- ・ 人々やコミュニティの力を高めていく課題解決型の学びを重視すべきであり、地域の雇用にも結びつくことが重要。
- ・ 地域のコミュニティ組織には「たまり場」が必要。そうした場のある地域とない地域では、社会参加度に大きな差がある。
- ・ 国の役割は、学校支援地域本部や放課後子ども教室等の旗振りを続けること、「地域診断」の開発を行うことではないか。
- ・ 国は、コミュニティづくりやソーシャルキャピタルを高める技術等、専門の知識や技術を持つ人材の養成を担うべき。
- ・ 教育政策と地域の活性化との関係の指標は重要だが、現在、見出せていないので、国民に対して説得力ある事例を示すことで対応するのではないか。

【参考】

別添2—1—②「第6期生涯学習分科会における各項目に関する主な意見」